

公認審判員資格規定

一般社団法人日本ボッチャ協会審判委員会

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本ボッチャ協会公認審判員（以下「審判員」という）の国内における資格に関する事項を定めるものである。

(資格の種類)

第2条 審判員の資格は、次の4種類とする。

1. A級審判員
2. B級審判員
3. C級審判員
4. D級審判員

(技能の区分)

第3条 審判員は、以下のように資格に応じた技能を有する（*別表1参照）。

1. A級審判員

- ① 日本選手権本大会および予選会の審判員及びコートリーダー、副審判長、審判長
- ② ジャパンパラボッチャ競技大会の審判員
- ③ 国内で開催される国際競技大会の NTO
- ④ BISFed 公認国際審判養成講習会の受講推薦対象者。但し、推薦条件は別途定める
- ⑤ ボッチャ甲子園、東京カップ等、本協会主催大会の審判員
- ⑥ 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技及び地区予選会の審判員及び審判長
- ⑦ 公認資格のない全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技地区予選会の審判員に対する指導助言者

2. B級審判員

- ① 日本選手権本大会の審判員の欠員補充候補者
- ② 日本選手権予選会における審判員
- ③ ジャパンパラボッチャ競技大会の審判員の欠員補充候補者
- ④ ボッチャ甲子園、東京カップ等、本協会主催大会の審判員
- ⑤ 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技の審判員

- ⑥ 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技地区予選会の審判員及び審判長
- ⑦ 公認資格のない全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技地区予選会の審判員に対する指導助言者

3. C 級審判員

- ① 日本選手権予選会の審判員（BC3 クラス及び play-off の審判を除く）
- ② ボッチャ甲子園、東京カップ等、本協会主催大会の審判員
- ③ 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技の審判員
- ④ 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技地区予選会の審判員及び審判長
- ⑤ 公認資格のない全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技地区予選会の審判員に対する指導助言者

4. D 級審判員

- ① 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技の審判員
- ② 全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技地区予選会の審判員及び審判長
- ③ 公認資格のない全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技地区予選会の審判員に対する指導助言者

（資格の降格・失効）

第4条 審判員資格は、次の場合に降格または失効する（*別表1参照）。

- 1. 本協会会員の年度更新を行わない場合、その者の審判員資格は失効する。
- 2. A 級審判員が定期的に行われる資格認証試験において、連続して2回不合格となった場合、その者は B 級審判員に降格となる。

（C 級審判員養成講習会）

第5条 審判委員会は、審判員を養成することを目的として、C 級審判員養成講習会を以下のように実施する（別表2参照）。

- 1. ボッチャ競技の経験実績のある D 級資格保持者に対して実施する。
- 2. 日本選手権予選会の前に、原則として予選会開催地にて実施する（年2回）。
- 3. 上記1. 2. 以外に一定の条件（公認大会の開催、会場確保、講師費用負担等）を満たす主催者が開催を希望する場合に実施する（年1~2回程度）。
- 4. 講習内容は、講義4時間程度及び実技6時間程度とする。
- 5. 講義終了後に筆記試験を実施する。
- 6. 大会において、実技試験を実施する。
- 7. 筆記、実技ともに十分な実力を認められる者に対して、その資格を付与する。

(フォローアップ講習会)

第6条 審判委員会は、審判員の情報を常に最新のものとするために、フォローアップ講習会を以下のように実施する（年2回程度）。

1. 本協会公認審判員に対して実施する。
2. 講習内容は、講義3時間程度及び状況に応じて実技3時間程度とする。

(全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技審判講習会)

第7条 審判委員会は、全国障害者スポーツ大会ボッチャ競技の審判講習会を、日本障害者スポーツ協会の指示により実施する。

(講習会の講師)

第8条 講習を実施するにあたっての講師の扱いは、以下の通りとする。

1. C級審判員養成講習会は、講師2名を1組として派遣する（*講習会の受講者は20名程度とし、講師1名当たり10名を目安としてコートの実技指導を行う）。
 - ① 報酬は、本協会の規程による
 - ② 交通費及び宿泊費は実費精算とする。
 - ③ 受講者の講習費は、一人当たり5,000円とする。
 - ④ 実技試験を実施する公認大会にかかる費用は、交通費及び宿泊費は実費精算とする。
2. フォローアップ講習会は、講師2名を1組として派遣する（*実技指導を伴う場合は、受講者を20名程度とし、講師1名当たり10名を目安として行う）。
 - ① 報酬は本協会の規程による
 - ② 交通費及び宿泊費は実費精算とする。
 - ③ 受講者の講習費は、一人当たり3,000円とする。

(附則)

1. 本規定は、平成31年4月1日より施行する。
2. 本規定は改訂し、令和3年5月10日より施行する。